

2019年4月1日  
2023年5月10日改訂

## 静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター パフォーマーレジデンス利用規約

### 1. 目的

静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター（以下「CCC」という）は、パフォーミングアーツを中心としたクリエイターへの支援と市街地活性化の施策としての支援事業「パフォーマーレジデンス」をおこなう。

- ① 作品制作を前提条件とする。そのための、稽古、ミーティング、リハーサルに使用（稽古については、2階の多目的ルーム）
- ② 作品発表のためのステージとして活用（1階・2階ギャラリー、多目的ルーム）

### 2. 支援内容

（ア）1Fギャラリー、2Fギャラリー、多目的ルーム、交流研修ルームの空いている日時をパフォーミングアーティストに無料でレンタルする。

（イ）使用時間は1公演につき、トータル8日以内を目安とする。  
※CCC主催事業の都合で時間移動をお願いする場合がある。

（ウ）受け入れは年間5組とする。

※本制度の申請・利用は1組につき年に1回を基本とするが、2週間前に空きがあれば再申請ののち、短期無償レンタルを可能とする場合がある。

### 3. 申請条件

下記のすべてを満たすこと。

（ア）静岡市街地または他の地域で開催するパフォーミングアーツに関する事業のための準備・打合せ・練習・リハーサル等での活用。

（イ）上記事業実施後、1週間以内にCCCへ報告書を提出すること。

（ウ）CCCのデータベース「クリエイターズHUB」への申請。

（エ）CCCが発信する本件に関する広報への同意。

#### 4. 申請について

- (ア) 申請期間は使用開始日の6か月前から1ヶ月前まで。  
レンタル日時の決定はCCCと協議し使用開始月の前月の月初に決定する。  
(例) 9月10日～11月10日の期間でレンタルをしたい場合  
申請期間：3月10日～8月10日  
レンタル日の決定：8月初旬
- (イ) 申請は所定の申請書に記載しCCCに提出する。
- (ウ) 申請書類の受理後、コーディネーターによる面接またはコーディネーターおよびセンター長による書類審査を経て可否を決定し、申請者に通知する。
- (エ) 申請書の受付は火曜日～日曜日の午前10時から午後5時までとする。  
※休館の場合は除く。
- (オ) 未成年者の個人の場合、親権者の同意書が必要。  
未成年者だけの団体の場合、成人の保証人が必要。
- (カ) 申請者の属性（個人・団体、プロ・アマ）は問わない。

#### 5. その他

- (ア) レジデンスの無料見学者の参加や入館は認める（要事前相談）。入場料など金銭等の徴収は不可。投げ銭もNG。
- (イ) CCCで申請者のレジデンス活動を広報することがある。
- (ウ) 備品、電源、エアコンは使用可能。無料。要事前申請。
- (エ) 目的外使用は不可。権利譲渡、転貸も不可。
- (オ) 大きな音は出せない。音響については要事前相談。
- (カ) 持ち込み備品、機材がある場合、要事前相談。
- (キ) 使用後は原状回復すること。汚れ、傷等は清掃費、修繕費を請求する場合がある。  
また以後のレンタルを取り消す場合がある。
- (ク) レジデンスに際してはCCCと協議し、指示に従い使用すること。
- (ケ) 保険等が必要な場合、申請者が負担すること。
- (コ) 打ち上げやパーティ等での使用は基本的に認めない。要相談。
- (サ) 次のいずれかに該当する場合は利用を承認しない。
  1. 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
  2. 施設または附属設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
  3. 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
  4. その他、施設管理及び運営上支障があると認めるとき。

## 6. 記載情報の取り扱いについて

### (1) 記載情報の保護について

記載情報は CCC が善良な管理者の注意をもって適正に管理します。

### (2) 記載情報の利用について

記載情報はレジデンスに関する連絡等に利用するほか、下記の場合にも利用する場合があります。

(ア) CCC の公式 HP、SNS、プレスリリース、広報誌、報告書等での公開。

(団体名、代表者名、開催事業名など記載情報の一部を公開)

(イ) データの集積と分析。

(ウ) 産業界、企業、団体からの照会、紹介依頼など。

(エ) 公的機関からの照会など。

(オ) 審査に関して必要性がある場合、CCC アドバイザー、CCC パフォーミング  
グアーツコーディネーター、静岡市経済局等の関係者に提供・開示します。

(カ) CCC 事業に関するお知らせなど。

(キ) その他、利用目的が明確でかつ効果的と CCC が判断し、とくに必要と認める場合。

記載の個人情報については、あらかじめご了承ください。法令で認められている場合を除き、第三者に提供・開示することはありません。

### ★個人情報についてのお問い合わせ先

静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター

TEL 054-205-4750 [soumu@c-c-c.or.jp](mailto:soumu@c-c-c.or.jp) 事務長 畑